

札水装第7614-2号
令和8年（2026年） 3月10日

札幌市指定給水装置工事事業者 様

札幌市水道事業管理者
水道局長 村瀬 利英
(公印省略)

「給水装置工事設計施工指針」の一部改訂について（通知）

平素は、本市水道事業に格別のご高配を賜りまして厚く御礼申し上げます。
このたび、「給水装置工事設計施工指針」（以下、「指針」といいます。）を一部改訂しましたので、通知いたします。

記

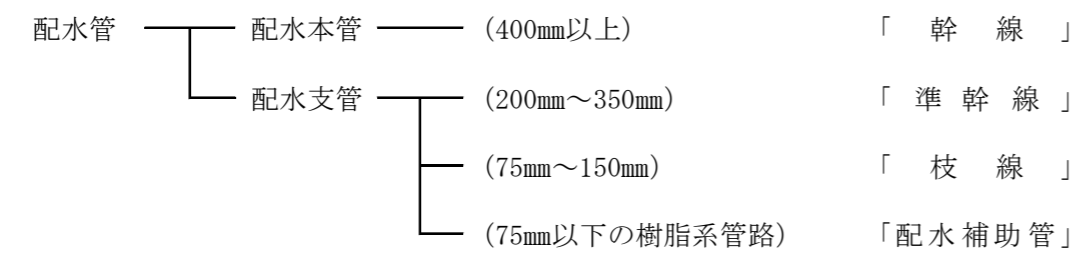

- 1 「指針」の一部改訂について
 - (1) 改訂箇所の新旧対照表
別紙1のとおり
 - (2) 適用日
令和8年4月1日から施行する。
- 2 札幌市水道局ホームページによる公開について
令和8年3月19日より公開予定

【ホームページアドレス】

<http://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/shitei/sekkeisekoushishin.html>
ホーム > 事業者のみなさまへ > 指定給水装置工事事業者 > 給水装置工事設計施工指針

- 3 製本版について
平成25年度からのホームページの公開に伴いまして、製本版の作成及び販売は現在行っておりません。

【担当 給水装置課給水技術係 Tel.211-7055】

2	<p>3. 配水管は、次のとおり分類する。</p> 	<p>3. 配水管は、次のとおり分類する。</p> 	分類図の変更																						
11	<p>タンクレストイレを設置する場合（止水・フレキ管を含み作動圧とする）</p> <table border="1" data-bbox="445 567 1202 798"> <thead> <tr> <th>種別 提供水圧</th> <th>作動圧が5mを超えるもの</th> <th>作動圧が5m以下のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m</td> <td>必要</td> <td>不要 ※2</td> </tr> <tr> <td>25m</td> <td>必要</td> <td rowspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>30m</td> <td>必要 ※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 専用系統（水抜栓以降の単独設置）とする場合は不要。 ※2 一般給水栓を含む系統に2台以上設置する場合には、作動圧を3mとし計算すること。</p>	種別 提供水圧	作動圧が5mを超えるもの	作動圧が5m以下のもの	20m	必要	不要 ※2	25m	必要	不要	30m	必要 ※1	<p>タンクレストイレを設置する場合（止水・フレキ管を含み作動圧とする）</p> <table border="1" data-bbox="1676 577 2433 808"> <thead> <tr> <th>種別 提供水圧</th> <th>作動圧が5mを超えるもの</th> <th>作動圧が5m以下のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m</td> <td>必要</td> <td>不要 ※2</td> </tr> <tr> <td>25m</td> <td>必要</td> <td rowspan="2">不要</td> </tr> <tr> <td>30m</td> <td>必要 ※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 専用系統（水抜栓以降の単独設置）とする場合は不要。 ※2 一般給水栓を含む系統に2台以上設置する場合には、必要な作動圧で計算すること。</p>	種別 提供水圧	作動圧が5mを超えるもの	作動圧が5m以下のもの	20m	必要	不要 ※2	25m	必要	不要	30m	必要 ※1	注意書きの変更
種別 提供水圧	作動圧が5mを超えるもの	作動圧が5m以下のもの																							
20m	必要	不要 ※2																							
25m	必要	不要																							
30m	必要 ※1																								
種別 提供水圧	作動圧が5mを超えるもの	作動圧が5m以下のもの																							
20m	必要	不要 ※2																							
25m	必要	不要																							
30m	必要 ※1																								
13	<p>2. 設計審査</p> <p>(4) 一般住宅の新設工事において、次に示す条件を満たしている場合は、立体図を省略した平面図及び平面管路詳細図により審査を受けることができる。</p> <p>① 単独栓かつ家事用一世帯住宅で埋設配管、水抜装置等の給水器具を表示している場合。なお、タンクレストイレの水利計算書を省略する場合は、図面に省略理由とタンクレストイレ系統の立体図を記載すること。</p>	<p>2. 設計審査</p> <p>(4) 一般住宅の新設工事において、次に示す条件を満たしている場合は、立体図を省略した平面図及び平面管路詳細図により審査を受けることができる。</p> <p>① 単独栓かつ家事用一世帯住宅で埋設配管、水抜装置等の給水器具を表示している場合。なお、タンクレストイレの水利計算書を省略する場合は、図面に省略理由とタンクレストイレ系統の立体図を記載すること。</p>	一部、削除																						
29	<p>2. 提出資料には、給水装置工事使用材料・検査確認報告書及び記録写真等がある。</p> <p>(2) 記録写真は、管理者が確認のため必要とするもの及び本市以外の関係機関から求められるものがある。記録写真の撮影は、小黒板等を用いて、現場住所と撮影日がわかるようにすること。</p> <p>ア 管理者が確認のため必要とするもの（現地検査の際、検査員に提示）とは、以下を記録した写真である。</p>	<p>2. 提出資料には、給水装置工事使用材料・検査確認報告書及び記録写真等がある。</p> <p>(2) 記録写真は、管理者が確認のため必要とするもの及び本市以外の関係機関から求められるものがある。記録写真の撮影は、小黒板等を用いて、現場住所と撮影日がわかるようにすること。</p> <p>ア 管理者が確認のため必要とするもの（現地検査の際、検査員に提示）とは、以下を記録した写真である。</p>	一部、訂正																						
50	<p>ウ 給水用具類</p> <p>給水用具類、水道メーターの損失水頭値は次による。</p> <p>(7) 給水用具類、水道メーターの損失水頭実験値（表6-15）</p> <p>表6-15は標準値であり、使用する器具がこの値によりがたい場合は、巻末資料「損失水頭実験値」又は別途「メーカー資料」によることができる。</p>	<p>ウ 給水用具類</p> <p>給水用具類、水道メーターの損失水頭値は次による。</p> <p>(7) 給水用具類、水道メーターの損失水頭実験値（表6-15）</p> <p>表6-15は標準値であり、使用する器具がこの値によりがたい場合は、巻末資料「損失水頭実験値」又は別途「メーカー資料」によることができる。</p> <p>また、参考とすべき値がない場合は、管理者の判断とする。</p>	一部、追記																						

<p>99</p>	<p>7. 10 その他の給水用具及び装置</p> <p>1. 大便器洗浄弁（フラッシュバルブ）は、メーター口径及び管口径が大きくなるため、設置にあたっては十分検討すること。</p> <p>2. 流入量調整用バルブは、受水槽への流入量が過大とならないようにするとともに、メーター性能の使用範囲を越えないことを目的として、止水用具とは別に受水槽手前に設置すること。 また、流入量調整用バルブには、誤操作防止の観点から流量調整用と明示し表示すること。</p> <p>3. 排水装置は、管口径 50 mm以上の給水管を長距離で埋設するなど維持管理上必要な場合に設置すること。</p> <p>4. 消火栓（屋外）は、管工事計画・設計・施工（基準・要領集）に基づいて設置すること。</p> <p>5. 空気弁等は、給水管に空気が停滞し、通水を阻害するおそれのある場所に設置するもので、管路の高低を調査し凸部に設置すること。</p> <p>6. 特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「SP 設備」という。）を水道直結で行う場合は、水道法の適用を受けることから、通常の給水装置工事と同様に新設又は改造の申請が必要であり、使用する給水用具は消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造・材質基準に適合することが必要となる。 また、SP 設備工事（設置に係るものに限る。）又は整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定事業者が消防設備士の指導の下に行うものとし、必要に応じて所管消防署等と打合せを行うこと。</p> <p>7. 浄水器・活水器等は、配管状況や使用状態等によって、家屋内等に給水される水の細菌等による汚染が懸念されることから、給水される水の衛生管理について十分に注意すること。（厚生労働省事務連絡平成 14 年 8 月 30 日）</p> <p>8. 水道用直結型太陽熱利用給湯システムの設置にあたっては、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令によるほか、水道水質管理の観点から、適切な逆流防止対策を行うこと。 また、当該システムにバイパス配管を設置する場合は、停滞水が生じない構造とすること。</p>	<p>7. 10 その他の給水用具及び装置</p> <p>1. 大便器洗浄弁（フラッシュバルブ）は、メーター口径及び管口径が大きくなるため、設置にあたっては十分検討すること。</p> <p>2. 流入量調整用バルブは、受水槽への流入量が過大とならないようにするとともに、メーター性能の使用範囲を越えないことを目的として、止水用具とは別に受水槽手前に設置すること。 また、流入量調整用バルブには、誤操作防止の観点から流量調整用と明示し表示すること。</p> <p>3. 排水装置は、管口径 50 mm以上の給水管を長距離で埋設するなど維持管理上必要な場合に設置すること。</p> <p>4. 消火栓（屋外）は、管工事計画・設計・施工（基準・要領集）に基づいて設置すること。</p> <p>5. 空気弁等は、給水管に空気が停滞し、通水を阻害するおそれのある場所に設置するもので、管路の高低を調査し凸部に設置すること。</p> <p>6. 特定施設水道連結型スプリンクラー設備（以下「SP 設備」という。）を水道直結で行う場合は、水道法の適用を受けることから、通常の給水装置工事と同様に新設又は改造の申請が必要であり、使用する給水用具は消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造・材質基準に適合することが必要となる。 また、SP 設備工事（設置に係るものに限る。）又は整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定事業者が消防設備士の指導の下に行うものとし、必要に応じて所管消防署等と打合せを行うこと。</p> <p>7. 浄水器・活水器等は、配管状況や使用状態等によって、家屋内等に給水される水の細菌等による汚染が懸念されることから、給水される水の衛生管理について十分に注意すること。（厚生労働省事務連絡平成 14 年 8 月 30 日）</p> <p>8. 水道用直結型太陽熱利用給湯システムの設置にあたっては、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令によるほか、水道水質管理の観点から、適切な逆流防止対策を行うこと。 また、当該システムにバイパス配管を設置する場合は、停滞水が生じない構造とすること。</p> <p>9. その他、水道局が必要と認める書類の提出をすること</p>	<p>「9.」の追記</p>																														
<p>104</p>	<p>2. 分岐口径は、給水管内の水の停滞による水質悪化を防止する観点から、適正な口径とする。</p> <p>1. 分岐は配水管等の直管部からとし、異形管及び継手からの分岐を行わないこと。</p> <p>2. 分岐は、口径 350 mm以下の配水管及び給水管から行うこと。</p> <p>3. 分岐方法は、配水管等の管種及び口径並びに引込む給水管の口径に応じて、管理者が指定するサドル付分水栓、割T字管及びT字管等を使用すること。</p>	<p>2. 分岐口径は、給水管内の水の停滞による水質悪化を防止する観点から、適正な口径とする。</p> <p>1. 分岐は配水管等の直管部からとし、異形管及び継手からの分岐を行わないこと。</p> <p>2. 分岐は、口径 350 mm以下の配水管及び給水管から行うこと。</p> <p>3. 分岐方法は、配水管等の管種及び口径並びに引込む給水管の口径に応じて、管理者が指定するサドル付分水栓、割T字管及びT字管等を使用すること。</p>	<p>口径の記載を削除</p>																														
<p>111</p>	<p>10. 2 給水装置の図面作成要領</p> <table border="1" data-bbox="418 1562 1234 1835"> <thead> <tr> <th>給水用具</th> <th>型式等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逆止弁付メーターパッキン</td> <td>呼び径</td> </tr> <tr> <td>メーター用ブッシング継手</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>メーターユニット</td> <td>付属品・型式</td> </tr> <tr> <td>吸排気弁</td> <td>型式</td> </tr> <tr> <td>水道用ソフトシール仕切弁</td> <td>呼び径</td> </tr> <tr> <td>フランジ固定金具</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	給水用具	型式等	逆止弁付メーターパッキン	呼び径	メーター用ブッシング継手	—	メーターユニット	付属品・型式	吸排気弁	型式	水道用ソフトシール仕切弁	呼び径	フランジ固定金具	—	<p>10. 2 給水装置の図面作成要領</p> <table border="1" data-bbox="1644 1598 2460 1911"> <thead> <tr> <th>給水用具</th> <th>型式等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>逆止弁付メーターパッキン</td> <td>呼び径</td> </tr> <tr> <td>メーター用ブッシング継手</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>メーターユニット</td> <td>付属品・型式</td> </tr> <tr> <td>吸排気弁</td> <td>型式</td> </tr> <tr> <td>水道用ソフトシール仕切弁</td> <td>呼び径</td> </tr> <tr> <td>フランジ固定金具</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>気泡発生器具</td> <td>型式</td> </tr> </tbody> </table>	給水用具	型式等	逆止弁付メーターパッキン	呼び径	メーター用ブッシング継手	—	メーターユニット	付属品・型式	吸排気弁	型式	水道用ソフトシール仕切弁	呼び径	フランジ固定金具	—	気泡発生器具	型式	<p>必要事項記載対象材料の追加</p>
給水用具	型式等																																
逆止弁付メーターパッキン	呼び径																																
メーター用ブッシング継手	—																																
メーターユニット	付属品・型式																																
吸排気弁	型式																																
水道用ソフトシール仕切弁	呼び径																																
フランジ固定金具	—																																
給水用具	型式等																																
逆止弁付メーターパッキン	呼び径																																
メーター用ブッシング継手	—																																
メーターユニット	付属品・型式																																
吸排気弁	型式																																
水道用ソフトシール仕切弁	呼び径																																
フランジ固定金具	—																																
気泡発生器具	型式																																

品名	規格等	用途・口径・種類	品名	規格等	用途・口径・種類
給水管	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762 [1種]	埋設用	20~50 mm	
	水道配水用ポリエチレン管 (ブレンエンド)	JWWA K 144	埋設用	50・75 mm	
	水道用ダクタイル鋳鉄管類 (K・NS)	直管 [JWWA G 113]・異形管 [JWWA G 114] SUSボルト・ナット	埋設用	75~350 mm	
	水道用ダクタイル鋳鉄管類 (GX)	直管 [JWWA G 120]・異形管 [JWWA G 121] φ300 [JDPA G 1049]	埋設用	75~300 mm	
分岐用具	割T字管	札幌市承認品	75~350×50~350 mm		
	水道用サドル付分水栓 (鋳鉄管用)	JWWA B 117 [A型 ボール型 (ネジ式)]	75×20~40 mm 100~350×20~50 mm		
	水道用サドル付分水栓 (塩ビ管用)	JWWA B 117 [A型 ボール型 (ネジ式)]	40~50×20 mm 75×20~40 mm 100~150×20~50 mm		
	水道用サドル付分水栓 (ポリエチレン管用)	JWWA B 136	40×20 mm 50×20・25 mm		
	水道用サドル付分水栓 (水道配水用ポリエチレン管用)	PTC B 20	50×20・25 mm 75×20~50 mm		
	水道メーター	本市が貸与するメーター (詳細は、11.2メーター参照)	13~200 mm		
	水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120 [2種] (キャップの高さ70mm)	75~350 mm		
	PeH挿口付ソフトシール仕切弁	PTC B 22	水道配水用ポリエチレン管用50・75mm		
	ねじ込み仕切弁 (青銅弁)	JIS B 2011	32~50 mm		
	水道用止水栓	JWWA B 108 [甲形~接続型式Gタイプ]	25 mm以下		
止水用具	水道用伸縮式止水栓	JWWA B 108 [甲形、ボール~接続型式GEタイプ] ボールはキー(角)ハンドル※	25 mm以下		
	水道用伸縮式止水栓 (径違い)	JWWA B 108 (準拠) [甲形、ボール~接続型式GEタイプ] ボールはキー(角)ハンドル※	20×13 25×20		
	メーターユニット	札幌市仕様	13~25 mm		
	水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 (WSA B 011 耐震強化型継手適合品) 札幌市仕様 (規格除外品)	50 mm以下		
	水道配水用ポリエチレン管継手 (EFソケット、両受チース)	JWWA K 145	50・75 mm		
	水道配水用ポリエチレン管継手 (スピゴット継手、ベンド、キャップ、フランジ他)	JWWA K 145 , PTC K 13	50・75 mm		
	水道配水用ポリエチレン管金属継手 (変換ソケット、エルボ、チースほか)	PTC B 21	50 mm以下		
	水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手	PTC G 30 及び準拠品 (札幌市承認品)	50・75 mm		
	鋼製管フランジ	JIS B 2220 [10K並形フランジ]	50~100 mm		
	防食型合フランジ	札幌市仕様	50~100×30~75 mm		
メーター用プッシング継手	札幌市仕様	13×20			
逆止弁付メーターパッキン	札幌市仕様	13~40 mm			
フランジ固定金具	札幌市仕様	75~350 mm			
割継輪	札幌市仕様	75~350 mm			
撤去用具	不断水割T字管撤去 (コア・保護バンド)	札幌市仕様	75~350×75 mm 100~350×100 mm		
	分水栓プラグ	形状 [JIS B 2301] 材質 [JIS H 5120-CAC406]	50 mm		
	水道用サドル分水栓用キャップ	JWWA B 117	13~50 mm		
	ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158	75~350 mm鋳鉄管防食用		
	ポリエチレンシート	札幌市仕様	サドル付分水栓防食用		
	有機溶剤浸透防護スリーブ	PTC K 20	水道用ポリエチレン管、分岐開		
	有機溶剤浸透防護シート	札幌市仕様 PTC K 20	水道用ポリエチレン管分岐開		
	水道用管表示テープ	札幌市仕様	75 mm以上		
	水道用埋設用標示シート	札幌市仕様	50 mm以上		
	きょう (仕切弁、排水弁、空気弁) 消火栓	札幌市仕様	—		
その他	止水栓きょう	札幌市仕様	A-800・B・BC・AV (簡易止水栓きょう)		
	水道メーターきょう (プラスチック)	札幌市仕様	IV型(改)		
	不断水割T字管撤去 (コア・保護バンド)	札幌市仕様	75~350×75 mm 100~350×100 mm		
	分水栓プラグ	形状 [JIS B 2301] 材質 [JIS H 5120-CAC406]	50 mm		
	水道用サドル分水栓用キャップ	JWWA B 117	13~50 mm		
	ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158	75~350 mm鋳鉄管防食用		
	ポリエチレンシート	札幌市仕様	サドル付分水栓防食用		
	有機溶剤浸透防護スリーブ	PTC K 20	水道用ポリエチレン管、分岐開		
	有機溶剤浸透防護シート	札幌市仕様 PTC K 20	水道用ポリエチレン管分岐開		
	水道用管表示テープ	札幌市仕様	75 mm以上		
水道用埋設用標示シート	札幌市仕様	50 mm以上			
きょう (仕切弁、排水弁、空気弁) 消火栓	札幌市仕様	—			
止水栓きょう	札幌市仕様	A-800・B・BC・AV (簡易止水栓きょう)			
水道メーターきょう (プラスチック)	札幌市仕様	IV型(改)			

上記のほか、管理者が特に必要と認める給水管及び給水用具

品名	規格等	用途・口径・種類	
水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762 [1種]	埋設用 20~50 mm	
水道配水用ポリエチレン管 (ブレンエンド)	JWWA K 144	埋設用 50・75 mm	
水道用ダクタイル鋳鉄管類	直管 [JWWA G 113]・異形管 [JWWA G 114] SUSボルト・ナット	埋設用 75~350 mm	
水道用ダクタイル鋳鉄管類 (GX)	直管 [JWWA G 120]・異形管 [JWWA G 121] φ300 [JDPA G 1049]	埋設用 75~300 mm	
分岐用具	割T字管	札幌市承認品	75~350×50~350 mm
	水道用サドル付分水栓 (鋳鉄管用)	JWWA B 117 [A型 ボール型 (ネジ式)]	75×20~40 mm 100~350×20~50 mm
	水道用サドル付分水栓 (塩ビ管用)	JWWA B 117 [A型 ボール型 (ネジ式)]	40~50×20 mm 75×20~40 mm 100~150×20~50 mm
	水道用サドル付分水栓 (ポリエチレン管用)	JWWA B 136	40×20 mm 50×20・25 mm
	水道用サドル付分水栓 (水道配水用ポリエチレン管用)	PTC B 20	50×20・25 mm 75×20~50 mm
	水道メーター	本市が貸与するメーター (詳細は、11.2メーター参照)	13~200 mm
	水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120 [2種] (キャップの高さ70mm)	75~350 mm
	PeH挿口付ソフトシール仕切弁	PTC B 22	水道配水用ポリエチレン管用50・75mm
	ねじ込み仕切弁 (青銅弁)	JIS B 2011	32~50 mm
	水道用止水栓	JWWA B 108 [甲形~接続型式Gタイプ]	25 mm以下
止水用具	水道用伸縮式止水栓	JWWA B 108 [甲形、ボール~接続型式GEタイプ] ボールはキー(角)ハンドル※	25 mm以下
	水道用伸縮式止水栓 (径違い)	JWWA B 108 (準拠) [甲形、ボール~接続型式GEタイプ] ボールはキー(角)ハンドル※	20×13 25×20
	メーターユニット	札幌市仕様	13~25 mm
	水道用ポリエチレン管金属継手	JWWA B 116 (WSA B 011 耐震強化型継手適合品) 札幌市仕様 (規格除外品)	50 mm以下
	水道配水用ポリエチレン管継手 (EFソケット、両受チース)	JWWA K 145	50・75 mm
	水道配水用ポリエチレン管継手 (スピゴット継手、ベンド、キャップ、フランジ他)	JWWA K 145 , PTC K 13	50・75 mm
	水道配水用ポリエチレン管金属継手 (変換ソケット、エルボ、チースほか)	PTC B 21	50 mm以下
	水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手	PTC G 30 及び準拠品 (札幌市承認品)	50・75 mm
	鋼製管フランジ	JIS B 2220 [10K並形フランジ]	50~100 mm
	防食型合フランジ	札幌市仕様	50~100×30~75 mm
メーター用プッシング継手	札幌市仕様	13×20	
逆止弁付メーターパッキン	札幌市仕様	13~40 mm	
フランジ固定金具	札幌市仕様	75~350 mm	
割継輪	札幌市仕様	75~350 mm	
撤去用具	不断水割T字管撤去 (コア・保護バンド)	札幌市仕様	75~350×75 mm 100~350×100 mm
	分水栓プラグ	形状 [JIS B 2301] 材質 [JIS H 5120-CAC406]	50 mm
	水道用サドル分水栓用キャップ	JWWA B 117	13~50 mm
	ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158	75~350 mm鋳鉄管防食用
	ポリエチレンシート	札幌市仕様	サドル付分水栓防食用
	有機溶剤浸透防護スリーブ	PTC K 20	水道用ポリエチレン管、分岐開
	有機溶剤浸透防護シート	札幌市仕様 PTC K 20	水道用ポリエチレン管分岐開
	水道用管表示テープ	札幌市仕様	75 mm以上
	水道用埋設用標示シート	札幌市仕様	50 mm以上
	きょう (仕切弁、排水弁、空気弁) 消火栓	札幌市仕様	—
その他	止水栓きょう	札幌市仕様	A-800・B・BC・AV (簡易止水栓きょう)
	水道メーターきょう (プラスチック)	札幌市仕様	IV型(改)

上記のほか、管理者が特に必要と認める給水管及び給水用具

注意事項の追記

※JWWA B 108 (ボール) については、本市の閉栓キャップが設置できること。また、メーター止水用具としての使用に限る。
 ※フランジ類の接合は SUS ボルト・ナットを使用すること。
 ※水道用ダクタイル鋳鉄管類は、原則として耐震継手(GX、NS 形)を使用すること。ただし、事故対応・小規模な移設工事においては、一般継手(K 形)も可とする。
※スピゴット継手=EF 受口のないもの。

※JWWA B 108 (ボール) については、本市の閉栓キャップが設置できること。また、メーター止水用具としての使用に限る。
 ※フランジ類の接合は SUS ボルト・ナットを使用すること。
 ※水道用ダクタイル鋳鉄管類は、原則として耐震継手(GX、NS 形)を使用すること。ただし、事故対応・小規模な移設工事においては、一般継手(K 形)も可とする。

132 1. 本市が定める工事に関する工法、工期その他の条件は次によること。
 (1) 工法について
 ア 分岐方法
 (ア) 分岐は、口径 350 mm以下の配水管等から行うこと。

1. 本市が定める工事に関する工法、工期その他の条件は次によること。
 (1) 工法について
 ア 分岐方法
 (ア) 分岐は、**口径 350 mm以下の配水支管および給水管**から行うこと。

記載の変更

155 メーター取付 (接続) 方法
 注) 新設工事においては、逆止弁付メーターパッキン(プッシング継手)及び伸縮式止水栓(ボール)の取付けを行うこと。改造工事においては、メーター周りの配管更新を行う場合は、逆止弁付メーターパッキン(プッシング継手)を取付け、伸縮式止水栓については、ボール止水栓とすることが望ましい。上記以外の工事については、従来の水栓類ゴムパッキンを用いて取付けること。

メーター取付 (接続) 方法
 注) 新設工事においては、逆止弁付メーターパッキン(プッシング継手)及び伸縮式止水栓(ボール)の取付けを行うこと。改造工事においては、メーター周りの配管更新を行う場合は、逆止弁付メーターパッキン(プッシング継手)を取付け、伸縮式止水栓については、ボール止水栓とすることが**望ましい**。上記以外の工事については、従来の水栓類ゴムパッキンを用いて取付けること。

一部変更

261

修繕工事施工図 (記載例)

(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長
水道局への提出年月日 年 月 日

給水栓番号			水道局受付印
設置場所	札幌市〇区〇〇条〇〇丁目		
工事申込者	住所		
	氏名		
下記の修繕工事を施工したので届けます。 札幌市指定給水装置工事事業者(第 〇 号)			施工年月日 年 月 日
			給水装置工事主任技術者
			配水管施工技能者又はその他技能を有する者
工事の内容 (該当する番号を○で囲んでください)			
1. 水道メーター位置の変更 2. 水道メーター器種の変更 3. 給水管位置の変更 ④ 給水管の取替 5. その他()			

一般平面図 S=1/200

位置図 S=1/〇

見出票直角オフセット記入

(位置図)

使用材料表

(使用材料表)

給水栓番号 〇〇宅

給水栓番号 〇〇マンション

電柱見境界等 票石

年度竣工 既設管流用 配水管 (管種 口径 管路番号) () 〇〇〇〇〇〇

路線番号・路線名

メーター上流給水管情報						管理図番号		課長	係長	係
管種	口径	延長	凡例記号	管種	口径	延長	凡例記号			
			〇-〇〇							

修繕工事施工図 (記載例)

(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長
水道局への提出年月日 年 月 日

給水栓番号			水道局受付印
設置場所	札幌市〇区〇〇条〇〇丁目		
工事申込者	住所		
	氏名		
下記の修繕工事を施工したので届けます。 札幌市指定給水装置工事事業者(第 〇 号)			施工年月日 年 月 日
			給水装置工事主任技術者
			配水管施工技能者又はその他技能を有する者
工事の内容 (該当する番号を○で囲んでください)			
1. 水道メーター位置の変更 2. 水道メーター器種の変更 3. 給水管位置の変更 ④ 給水管の取替 5. その他()			

平面管路詳細図 S=1/200

位置図 S=1/〇

見出票直角オフセット記入

(位置図)

使用材料表

(使用材料表)

給水栓番号 〇〇宅

給水栓番号 〇〇マンション

電柱見境界等 票石

年度竣工 既設管流用 配水管 (管種 口径 管路番号) () 〇〇〇〇〇〇

路線番号・路線名

メーター上流給水管情報						管理図番号		課長	係長	係
管種	口径	延長	凡例記号	管種	口径	延長	凡例記号			
			〇-〇〇							

修繕施工図の
平面図の敬称
を変更